
令和4年大和町議会1月随時会議会議録

令和4年1月21日（金曜日）

応招議員（18名）

1番	宍戸一博君	10番	渡辺良雄君
2番	児玉金兵衛君	11番	千坂裕春君
3番	佐々木久夫君	12番	門間浩宇君
4番	佐藤昇一君	13番	藤巻博史君
5番	今野信一君	14番	堀籠日出子君
6番	犬飼克子君	15番	馬場久雄君
7番	馬場良勝君	16番	大須賀啓君
8番	千坂博行君	17番	槻田雅之君
9番	今野善行君	18番	高平聡雄君

出席議員（17名）

1番	宍戸一博君	10番	渡辺良雄君
2番	児玉金兵衛君	11番	千坂裕春君
3番	佐々木久夫君	12番	門間浩宇君
4番	佐藤昇一君	13番	藤巻博史君
5番	今野信一君	15番	馬場久雄君
6番	犬飼克子君	16番	大須賀啓君
7番	馬場良勝君	17番	槻田雅之君
8番	千坂博行君	18番	高平聡雄君
9番	今野善行君		

欠席議員（1名）

14番	堀籠日出子君		
-----	--------	--	--

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	子 育 て 支 援 課 課 長	遠 藤 眞 起 子 君
副 町 長	浅 野 喜 高 君	福 祉 課 長	蜂 谷 祐 士 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	商 工 観 光 課 長	浅 野 義 則 君
総 務 課 長	千 葉 正 義 君	都 市 建 設 課 課 長	亀 谷 裕 君
財 政 課 長	菊 地 康 弘 君	生 涯 学 習 課 長	瀬 戸 正 昭 君

事務局出席者

議会事務局長	櫻 井 修 一	主 任	渡 邊 直 人
主 事	浅 野 真 琴		

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

午後2時00分 開 会

議 長 （高平聡雄君）

会議の前に申し上げます。新型コロナウイルス感染症につきましては、ワクチン接種の進行などにより終息の期待もされておりましたが、年明けからオミクロン株による感染が急速に拡大し、現時点で16都県にまん延防止等重点措置が適用されている状況であります。本日の随時会議におきましても、議員及び執行部の皆様におかれましてもマスク着用、小まめな手洗い、消毒、咳エチケット、換気の徹底、3密を避けるなどの基本的な感染防止対策の徹底をお願いします。皆様のご理解とご協力よろしくをお願いします。

ただいまから、令和4年大和町議会1月随時会議を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 （高平聡雄君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、8番千坂博行君及び9番今野善行君を指名します。

日程第2「議会期間の決定について」

議 長 （高平聡雄君）

日程第2、議会期間の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本随時会議の議会期間は、本日1日間のみにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、議会期間は本日1日間のみに決定しました。

日程第3「報告第1号 専決処分の報告について（令和3年度大和町一般会

計補正予算)」

議長（高平聡雄君）

日程第3、報告第1号 専決処分の報告について（令和3年度大和町一般会計補正予算）を議題とします。

朗読を省略して、提出者の報告を求めます。財政課長菊地康弘君。

財政課長（菊地康弘君）

どうぞよろしくお願ひいたします。

議案書の1ページをお願ひいたします。あわせまして、別冊の歳入歳出補正予算事項別明細書（専決第7号）につきましても、お手元にご準備をお願ひいたします。

この専決につきましても、昨年12月末の大雪によりまして除雪費の歳出が大きくなり、また、年末年始にかけましても大雪の予報となりましたことから除雪費の予算措置を行ったものでございます。

では、議案書をご覧ください。

報告第1号 専決処分の報告についてでございます。地方自治法第180条第1項の規定に基づき、令和3年度大和町一般会計補正予算について次のとおり専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告いたすものでございます。

1ページの中段の専決処分書のとおりでありまして、専決処分の日は令和3年12月28日でございます。

2ページをお願ひいたします。

令和3年度大和町一般会計補正予算（専決第7号）でございます。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございまして、歳入歳出それぞれ7,000万円を追加いたしまして、予算の総額を144億9,151万2,000円とするものであります。

第2項、予算補正の款項の区分につきましては、3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

それでは、別冊の事項別明細書の3ページをお願ひいたします。

2の歳入でございます。

20款2項1目財政調整基金繰入金につきましては、歳入歳出の調整でありまして7,000万円をもって措置するものであります。

歳入は、以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議 長 （高平聡雄君）

都市建設課長 亀谷 裕君。

都市建設課長 （亀谷 裕君）

同じく 3 ページ、歳出でございます。

7 款 2 項 1 目道路維持費 12 節に係ります除雪費でございます。

本年度の除雪費につきましては、当初予算に計上しておりました 4 月以降の除雪費等に対応する費用に過去 5 年間の実績平均相当額としまして、9 月議会にてご可決いただきました補正予算と合わせまして総額 1 億 4,650 万円の予算をいただき、業務を行ってきたところでございます。

令和 3 年 12 月 18 日以降の寒波に伴います大雪によりまして、町内一円での断続的な降雪により積雪となり、12 月 28 日までに除融雪費の執行額の合計が 7,900 万円を超え、予算額 1 億 4,650 万円から差し引きますと約 6,750 万円の執行残額となったものでございます。

その間の 1 日の除融雪費は最大で 1,800 万円を超える日が発生したほか、予報では年末年始にかけてさらなる寒波による降雪、積雪が予想され、除融雪費に不足額が生じるおそれがありましたことから、1 月分に相当いたします費用の不足分といたしまして、令和 3 年 12 月 28 日付で委託費 7,000 万円を専決処分させていただき、それ以降の業務を実施しているところでございます。なお、委託費 7,000 万円につきましては、過去 5 か年の月ごとの平均執行額によりまして、12 月の平均執行額に対します 1 月分の執行割合を参考に、1 月分に相当いたします費用を算出しまして不足分費用を計上いたしましたものでございます。

以上、報告申し上げます。

議 長 （高平聡雄君）

以上で、報告第 1 号 専決処分の報告について、令和 3 年度大和町一般会計補正予算を終わります。

日程第 4 「議案第 1 号 令和 3 年度大和町一般会計補正予算」

議 長 （高平聡雄君）

日程第 4、議案第 1 号 令和 3 年度大和町一般会計補正予算を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。財政課長 菊地康弘君。

財政課長 （菊地康弘君）

それでは、議案書の4ページをお願いいたします。あわせて、別冊の一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書（第11号）につきましても、お手元にご準備をお願いいたします。

議案第1号 令和3年度大和町一般会計補正予算（第11号）でございます。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ3億166万7,000円を追加いたしまして、予算の総額を147億9,317万9,000円とするものであります。

第2項、予算補正の款項の区分につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

第2条、繰越明許費の補正は追加でございます。「第2表 繰越明許費補正」によるものであります。

第3条、債務負担行為の補正は追加及び変更でございます。「第3票 債務負担行為補正」によるものでございます。

それでは、6ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費補正は追加でございます。令和4年度へ繰越して執行する見込みのある事業について記載の金額を限度として議決をお願いするものであります。

初めに、9款5項大和町総合体育館改修工事実施設計は253万円でございます。こちらは体育館の屋上防水シートの改修に係る実施設計でございます。早急に次の工事発注に移行できるよう対応するものであります。

次に、10款3項福島県沖地震災害復旧費は2,398万円でありまして、大和町役場庁舎の外壁工事でございます。こちらは昨年11月4日に契約を締結し、現在、外壁タイルの製造が進められておりますが、製造に3か月を要し納品が2月上旬の予定となっております。また、タイル工事につきましては、コーキング材や樹脂材の施工が伴いますが、その作業につきましては気温が原則5度以上であることとなっております。気温が安定いたします4月からの施工とさせていただきたく繰越しの議決をお願いするものでございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。

第3表債務負担行為補正でございます。初めに追加でございます。議会タブレット端末賃貸借契約延長分につきましては、現行の契約期間が令和4年3月末となっております。令和4年4月から新規導入の予定でしたが、半導体不足により納期が遅れる見込みとなりましたので、現在使用中のタブレットの契約延長を行うものでござ

います。期間は令和4年度で、限度額は94万円1,000円であります。

次に、変更でございます。議会タブレット端末賃貸借につきましては、前段の追加に関連するものでございまして、賃貸借の開始時期が遅れますことから、記載のとおり期間の終期を令和6年度から令和7年度に変更するものでございます。なお、限度額の変更はございません。

それでは、別冊の事項別明細書の3ページをお願いいたします。

2の歳入でございます。

16款1項1目民生費国庫負担金3節でございますが、児童手当負担金といたしまして154万円を追加するものでございます。

16款2項2目民生費国庫補助金4節につきましては、住民税非課税世帯等臨時特別給付事業費といたしまして、2億3,563万7,000円を計上するものであります。

17款1項2目民生費県負担金3節は児童手当負担金として84万5,000円を追加するものであります。

20款2項1目財政調整基金繰入金につきましては、歳入歳出の調整でございまして6,364万5,000円をもって措置するものであります。

歳入は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 (高平聡雄君)

福祉課長蜂谷祐士君。

福祉課長 (蜂谷祐士君)

続きまして、事項別明細書4ページをお願いいたします。

歳出でございます。

3款1項1目社会福祉総務費でございます。社会福祉総務費につきましては、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の給付事業を行うものでございます。

補正予算の各項目を説明する前に臨時特別給付金の給付事業の説明をいたしたいと思っておりますので、別冊でございます説明資料のご準備をお願いしたいと思います。

説明資料の表紙をめくっていただきまして1ページをお開き願いたいと思っております。

令和3年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金でございます。

目的につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、様々な困難に直面した方々に対し、速やかに生活・暮らしの支援を行う観点から、住民税非課税世帯等に対して1世帯当たり10万円を支給するものでございます。

対象でございます。非課税世帯になります。基準日につきましては、令和3年12月10日において世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯になります。括弧といたしまして、住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除くものでございまして、世帯数が2,142世帯でございます。

そのほかに、家計急変世帯といたしまして、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降の家計が急変し、非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯での対象者になります。括弧書きとしまして、同一世帯等のうち令和3年度分の住民税均等割が課されている者全員のそれぞれの収入見込み額が、住民税均等割が非課税となる水準に相当する額以下である世帯のことを申し上げるものでございます。

給付額でございますが、1世帯当たり10万円でございます。

支給事務といたしまして、非課税世帯につきましては、①としまして税情報を基に対象世帯へ確認書を郵送させていただきまして、その郵送する書類の中に給付対象であること、振込口座を特別定額給付金の口座とすることを確認する簡易的な手続きをしていただくような形になります。その確認書を役場福祉課のほうに返送いただいて、審査後、指定口座振込と口座振込の通知を対象の方々に、世帯に発送するよう手順になります。

家計急変世帯につきましては、広報や役場関係窓口福祉課、社会福祉協議会の窓口における周知を行ってまいりたいと思ひまして、申請方式を取らせていただきます。申請につきましては、役場福祉課のほうの窓口でお願いするようになります。3番としまして、その申請をいただいた書類の内容を審査いたしまして、給付のみの方ですと源泉徴収票とかそういった形の今の时期的に発行されていると思ひますので、そういった中身と、個人事業者につきましては確定申告等もございまして1か月の収入に対しての急変があったという書類等を持参をいただきまして、年間の収入申告内容が非課税世帯相当の分の金額であることを審査いたしまして、後、対象となれば指定口座のほうに振り込み、あとその後、振込の通知を行うというような形で進めさせていただきます。

所要額でございます。事業費につきましては、2億3,000万円でございます。対象世帯を2,300世帯と見込んでの金額でございます。事務費といたしましては、563万7,000円、総額で2億3,563万7,000円を3年度の補正額とさせていただきます。

財源でございますが、事業費分につきましては支給額10分の10と、全部国庫補助でございます。事務費につきましても10分の10の国庫補助でございまして、対象外となるのが職員の人件費のみでございます。

今後のスケジュールでございます。1月下旬でございますが、対象の特定、印刷物の準備、本日の補正議会の提出、あと後に各種契約等を行いまして、同じく下旬に確認書を発送いたしまして、2月頃上旬には確約書の受付という形になります。各契約が済み次第、実施させていただきたいと思います。2月上旬になりますと確約書の受付後の給付支給開始を行いたいと考えております。周知方法につきましては、2月の広報、3月の広報に掲載をする予定でございますが、2月の広報には給付事業の概要的な掲載はさせていただきます。3月につきましてはもっと具体的な内容を掲載する予定でございます。また、そのほかに町のホームページにも掲載する予定でございます。9月末がこの事業の申請期限という形でございますので、9月末までの申請をしていただくような形になります。

次の2ページをお願いいたします。

2ページにつきましては、関係法の記載でございます。今回の臨時特別給付金の事業につきましては、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預金口座の登録等に関する法律に基づきまして、その給付金の条例の中に、第10条に特定公的給付に指定されていることから、①の地方税情報、特別定額給付金情報を事務のために取得・利用することが容易になるため、支給対象者を特定し確約書を送付することが今回可能となっております。②につきましては、他市区町村の市町村税情報もマイナンバー等を利用する形で取得することが可能という形になっておりますので、その法律に基づいて事業を実施する中身でございます。

以上が説明資料でございます。恐れ入りますが、事項別明細書の4ページにお戻り願いたいと思います。

改めて、1目社会福祉総務費の1節は給付事業の事務補助金に対します会計年度任用職員の報酬でございます。3節は今月から3月まで事務従事する職員の時間外勤務手当でございます。4節は会計年度任用職員の社会保険料でございます。8節は会計年度任用職員の通勤手当分でございます。10節につきましては消耗品としましてコピー料金、事務用品の中身でございます。あと通知書発送封筒並びに返信用封筒に係ります印刷製本費の経費を乗せた内容でございます。11節は通知書発送分の郵便料金、給付金の口座振込に対する手数料でございます。12節は給付金システム導入の業務をお願いする中身の委託でございます。19節は住民税非課税世帯、家計急変世帯、DV等避難世帯等に対する臨時特別給付金の支給額でございます。2,300世帯の見込みでございます。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

子育て支援課長遠藤眞起子さん。

子育て支援課長 （遠藤眞起子君）

続きまして、3款2項2目児童措置費でございます。児童手当支給事業費につきましては、ゼロ歳から中学校卒業までの児童を養育している方に6月、10月、2月に定期支給、出生・転入などの申請により随時支給を実施しているものでございます。19節は児童手当の支給に要するもので、2月の定期支給と11月から1月分の随時支給分を精査し、2月から3月の随時支給予定見込み対象者数も含めまして追加をお願いするものでございます。

続きまして、6目子育て世帯等臨時特別支援事業費でございます。子育て世帯等臨時特別支援事業費につきましては、国の方針に基づき児童手当の仕組みを活用して所得制限を設けて18歳以下の児童を対象として進めてまいりましたが、この所得制限を撤廃し、大和町にお住いの全ての18歳以下の児童に対して現金10万円の給付金を一括で支給するものでございます。18節は対象者見込み数123名、児童見込み数200名、児童1人当たり10万円の現金一括給付に要するものでございます。今後の申請手続きにつきましては、支給対象見込み者へお知らせ通知を今月中に発送し、2月以降に支給開始、年度内に給付を完了するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

商工観光課長浅野義則君。

商工観光課長 （浅野義則君）

続きまして、6款1項2目商工振興費。恐れ入りますが、5ページをお開きください。

18節につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者に対しまして支援を行います大和町経済対策助成金でございますが、事業収入の減少率に応じた助成と感染症予防対策費を合わせまして支給する事業であります。申請につきましては、昨年5月6日から受付を開始しておりましたが、申請件数が予定しておりました件数に達していないことが見込まれることから再計算を行い、その差額分につき

まして減額補正をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

都市建設課長 亀谷 裕君。

都市建設課長（亀谷 裕君）

続きまして、7款2項1目道路維持費12節に係ります除雪費でございます。

除雪費につきましては、先ほど報告第1号でご説明させていただきましたが、12月の寒波に伴います大雪による降雪、積雪となりましたことや、予報では年末年始にかけましてさらなる寒波が予想され、除融雪費に不足が生じるおそれがありましたことから、1月分に相当いたします費用の不足分費用7,000万円を令和3年12月28日付で専決処分により業務を実施しているところでございます。今回2月、3月分に相当いたします費用をお願いするものでございます。算定に当たりましては、過去5か年の月ごとの平均執行額により12月の平均執行額に対しまして2月、3月の執行割合により執行額をそれぞれ算出したものでございます。その結果、令和3年12月末の執行額約9,000万円に対しまして、2月の執行割合でございます56%相当の5,100万円、3月の執行割合でございます13%相当の1,200万円を合わせまして、総額6,300万円の補正をお願いするものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

生涯学習課長 瀬戸正昭君。

生涯学習課長（瀬戸正昭君）

続きまして、9款5項1目保健体育総務費でございます。

12節につきましては、総合体育館におきまして年通の経過に伴い建物の屋根、第一競技場の南側と東側、第二競技場の南側にあります平らになっております陸屋根部分からの雨漏りがひどくなりましたことから、陸屋根の防水シート改修工事を行うため実施設計費253万円をお願いするものでございます。なお、設計には3か月半ほどの期間を要しますことから、今回、繰越明許費といたすものでございます。当初、新年度予算でのお願いと考えておりましたが、防水シート改修工事の施工に対し、時期に

よりましては朝露など改修作業に支障を来す要因が出てきますことから、できる限り早期に暖かい作業に適した時期に改修工事の工期を設定できるよう、今回の随時会議で設計表をお願いするものでございます。また、設計が出来上がり次第、工事費につきましても今後補正をお願いいたす予定でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

以上で、議案第1号 令和3年度大和町一般会計補正予算の説明を終了します。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

馬場良勝君

7 番（馬場良勝君）

2点ほどお尋ねをしたいと思います。

まず、住民税非課税世帯等に関する臨時特別給付金のほうで説明の1号関係の説明資料の中で、支給事務の中で家計急変世帯であるんですが、なかなかちょっと今の説明でも分かりにくかったですけれども、例えばこの①に当てはまりそうだという方が申請をされて、③で内容の審査をされます。その時点ではじかれる方も出てくるように感じるんですが、その理解でいいのかどうか。まず1点お尋ねします。

それから、同じところなんですけれども、これ例えば母子父子家庭とかで、要はその後の子育て支援課の10万円のほうで、重複していく場合、重複される方が出てくるかと思うんですけれども、住民税非課税世帯でね。その部分に対しての要は二重取りにはならないと思うんですけれども、その辺の対応がどうなっているのか。まず2点お尋ねをします。

それから、子育て支援課さんにお尋ねしたいのは、事項別明細書の子育て世帯臨時特別支援事業費の中で、これも国会でも随分話題となっておりますが、別居されている方で、要は子供さんがお母さんなり、お父さんなりのほうにいるのに、要はお金を振り込む先が、要は子育てをしていない方の口座に振り込まれているというのが今非常に課題になっているかと思うんですけれども、その辺について多分市町村でやるといふ答弁があったと思うんですけれども、国会でですね。町としてそれを把握できるのかどうか。例えば、県外に行っている方とかも追えるのかどうか。その点についてお尋ねをいたします。

議 長 (高平聡雄君)

福祉課長蜂谷祐士君。

福祉課長 (蜂谷祐士君)

それでは、馬場議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目でございます。家計急変世帯という形でございますので、この家計急変世帯につきましては3年度において非課税ではない対象になっている世帯が、3年中の収入が急変しまして、コロナの影響で収入が減されたという形で非課税される世帯相当のなられる世帯が対象という形になりますけれども、その対象の支給事務のところの①でございますけれども、①につきましては広報の周知、お知らせ等の内容の業務でございます。その窓口としては町と社会福祉協議会の窓口でチラシ等、そういった形で置かせていただきまして、役場の福祉課のほうに出していただくような形になります。あとホームページのほうに、申請方式を取らせていただきますので、その際にホームページに様式等準備をさせていただきます。その準備を、その様式の中で必要な添付書類等もでございますので、その際にその急変したという状況、収入が減額したというような状況の書類を準備していただきまして申請をいただいて、③で内容審査をいたします。非課税相当の対応という形になりますので、福祉課職員ですと税関係が絡んできますので税務課の職員の応援をいただくような形になりますけれども、そういった審査関係でちょっと時間を要するときもありますけれども、給与所得だけ判断できればその金額幾ら以下の収入の方ですと年間を通して非課税というふうな形になるかと思っておりますので、それで判断はできるかと思っておりますけれども、事業をされている方ですとその事業の内容もちょっと1か月の分の、国のほうからは1か月の減額した収入という形で計算して12か月で非課税相当額の金額になられば対象になりますというようなキュー・アンド・エーもございますけれども、そういった内容を審査をされて対象になる方がないかを判断したいと思っております。

あと、もう1点でございますけれども、この事業につきましては、臨時特別給付金につきましては非課税世帯、住民税非課税世帯というふうな形の対象の方に10万円でございますので、子育て支援の子供さんたちのお一人当たり10万円という制度とかぶってもいいという形ですので、そちら子育てのほうの支援は非課税世帯分の10万円は10万円です、ですので対象になる方が多くなるかと思っております。

以上でございます。

議 長 (高平聡雄君)

子育て支援課長遠藤眞起子さん。

子育て支援課長 (遠藤眞起子君)

では、馬場議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

基準日以降の戸籍の届出をされて給付金が受け取れないご家庭というんでしょうか、そういったご家庭の後追いというか、把握できるのかということでしょうか。児童手当の仕組みを活用しておりますので、議員がおっしゃるとおり基準日以降に戸籍の届出をされた世帯への制度的な対応は難しいと国から回答はいただいております。ただ、実際、大和町で児童を養育する保護者の手元に届かない、そういったご相談は今のところ受けてございません。どちらに支給されるんですかというような内容の問合せはいただきましたが、この制度の仕組みをご説明いたしましたところ、ご家庭の中でやり取りができるので大丈夫というお話を頂戴しております。また、DV等の支援措置の対象者の方には、市町村間の受給の確認をいたしまして、届くべき保護者の方に既に振込のほうは完了をしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 (高平聡雄君)

馬場良勝君

7 番 (馬場良勝君)

おおむね理解をしました。まず、もう1点だけ、もう1度お聞きしたいんですけども、要は、福祉課さんのほうですけども、内容審査をされますよね。そこで、要はあなたは対象になりませんよってのはじかれる人が出てくるかどうかというのをお聞きしたかったんですが。要は、申請したのにもらえない人も出てくる可能性はあるということで理解でいいのかどうか、もう一度。

議 長 (高平聡雄君)

福祉課長蜂谷祐士君。

福祉課長 (蜂谷祐士君)

まず、申請をいただいてその審査をしまして、その収入の分としまして非課税相当

分の金額にならなければ申請いただいても対象から外れるという形になります。

以上でございます。

議 長 (高平聡雄君)

馬場良勝君

7 番 (馬場良勝君)

であるならば、やはり一番最初のこの広報とか、説明のときに、要はあなたは対象になりますよ、なりませんよというのをきちんとその時点で言ってあげれば、申請をしない方もいらっしゃるでしょうし、申請をする人も逆に言うて出てくるかもしれませんし。その辺、何ていうんだろう、簡単にというか、難しいんだけども、もう少し分かりやすく、もう少しというか分かりやすくその説明をされるような努力をしていただきたいと思いますが、いかがですか。

議 長 (高平聡雄君)

福祉課長蜂谷祐士君。

福祉課長 (蜂谷祐士君)

説明につきましては、理解できるような説明はさせていただきたいと思ひますし、あと、目安としまして扶養の方がいる方、いない方、収入がどのくらいあれば対象から外れるかとそういった形の説明はできる内容でございます。

議 長 (高平聡雄君)

ほかに。千坂博行君

8 番 (千坂博行君)

1点だけお聞きします。

経済対策助成金のほうで、見込みで減額ということだったんですが、例えば具体的にどういう内容なのか。例えばもう締め切っていて集計の段階だとか、そういう内容のほうをちょっとお伺いしたいと思ひます。

議 長 (高平聡雄君)

商工観光課長浅野義則君。

商工観光課長（浅野義則君）

千坂議員のご質問でございます。今現在、申請が1月の31日までとしております。今現在、申請件数が155件ということになっております。それで見込みとしましては、380件で見込みということにしておりまして、これから今も現在も申告期間を迎えまして件数が大分増えてきております。ただ、その380件の内数では行くんではないかということで見込みを立てております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（高平聡雄君）

千坂博行君

8番（千坂博行君）

今、新たにオミクロン株なんかも発生してきていますので、その辺も留意していただいて補正のほうはしっかり行っていただきたいと思います。

以上です。

議長（高平聡雄君）

ほかにありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和4年大和町議会1月随時会議を散会とし、休会といたします。

大変お疲れさまでした。

午後2時40分 散 会